

◎新潟県告示第288号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

令和2年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
小山 洋（あん摩マ ッサージ指圧）	訪問マッサージ KEiROW え ちご上越ステーション	上越市西本町2丁目3-33 CNビル3F	令和2年1月6日
峯村 絵里（はり・ きゅう）	訪問マッサージ KEiROW え ちご上越ステーション	上越市西本町2丁目3-33 CNビル3F	令和元年12月17日
古澤 恵太（あん摩 マッサージ指圧、は り・きゅう）	株式会社フレアス・フレアス 在宅マッサージ	上越市土橋1036-1 グラン フィール201	令和元年10月1日
佐伯 吉泰（はり・ きゅう）	エニーケア治療院 燕三条 店	三条市東三条1丁目5-13 リベロ101号	令和2年1月7日
佐藤 宗也（あん摩 マッサージ指圧、は り・きゅう）	リカバリー三条 訪問リハビ リマッサージ	三条市麻布7-13	令和2年3月3日